

2016年12月13日 12月15日改訂（12月17日微修正）

中国・ベトナムの漢文文献の中の南シナ海方面の記述について 補遺 2 2

嶋尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

本年夏に岩波ブックレットで南シナ海問題を解説した山本秀也『南シナ海でなにが起きているか：米中対立とアジア・日本』東京：岩波書店（岩波ブックレット 956）が出版された。限られた紙幅のなかで重要な問題を簡潔に記述した有益な本であり、とくに現在の中国の軍事戦略、それにもとづく軍事行動、その背景にある政治思想がわかりやすく説明されている。ただ、南シナ海問題という複雑で論争的な主題をブックレット形式でまとめることには無理もある。とくに問題なのは、この本にベトナムの南シナ海に関する歴史的な関与が一切触れられていないことである。この本では前近代の歴史は前史としてごく簡単に触れられているだけなのであるが、そこではほぼ中国の関与しか語られていない。しかも、以下に述べるように正しくない。記述の分量はわずかであるが、本論の導入部であり、南シナ海理解の前提が定立される部分の記述が不適切であるのは、この良著にとっていかにも残念なことである。

ここで取り上げたいのは、10世紀以前の漢籍に現れる「漲海」という概念と宋代の『武経総要』という文献の南シナ海に関連する部分である。

さて、まず「漲海」からである。山本の著書の本論の冒頭[山本 2016: 8]は次のように始まる。

豊かな海洋資源に恵まれ、沿岸地域の多様な文化に囲まれた南シナ海が、沿岸住民による天然の営みの場から歴史の潮流に登場したのは、中国・漢代のことと考えられています。『異物志』（楊孚）、『漢書』（班固）など後漢時代（二五～二二〇年）に編纂された書物には、当時すでに「漲海」などの名で南シナ海が中国の世界認識に登場していたことが記されています。（略）パラセル（西沙）諸島、スプラトリー（南沙）諸島の存在がおぼろげながら分かっていたと推察され、そこに点在する岩礁は「珊瑚洲」などの名で言及されています。

ここには、まず沿岸住民による南シナ海の利用が先行し、そのあとで、中国の歴史書に南シナ海の海域の記載が現れることが記述されている。先史時代の南シナ海と沿岸住民の関係について現時点で定説となっている学術的知識は、サフィン文化がパラワン島から中部ベトナムにかけて海を越えて広がっていたという考古学的知見くらいである。パラセル・スプラトリー両諸島の資源の利用について確実な証拠は発見されていない。南シナ海方面の歴史的記録が中国の史書に始まるという指摘自体は、全く間違っているともいえない。しかし、中国の史書の記述は実に曖昧で素朴なものに過ぎず、パラセル・スプラトリー両

諸島を対象にしたものとは到底特定できないようなごく簡単な言及に過ぎない。山本は、中国の歴史書の記述の出現に画期的な意味を込めようとしているように見えるが、そこにはきわめて精度の低い情報が示されているにすぎないことに注意が必要である。また、補遺15で述べたように当時の中国人渡航者が現地の航海者の船に依存していたことにも留意が必要であろう。『異物志』（楊孚）のテキストとしての問題点も補遺15に触れてある。

「漲海」という語の用法については、最近班偉が発表した論文に詳しく検討してある[班2015: 72-75]ので、それに依拠して論じたい。「漲海」というのは文字通り「膨張、漲溢する海」という意味の語であり固有名詞ではない。班によれば、「中国史籍では、広東の近海からトンキン湾・ベトナム中部の海・シヤム湾・地中海に至るまで、ありとあらゆる海を「漲海」という概念で一括りにしている」。そこに南シナ海海域も含まれていたと考えられるが、それぞれの海域の個性などが明確に認識されていたわけではない。南方の海に珊瑚礁があることは認識されており、それが「珊瑚洲」と呼ばれているわけであるが、それは「交州漲海」にも「大秦西南漲海」にも見られるものであり、パラセル諸島、スプラトリー諸島と直結させることはできない。当時の中国人がパラセル諸島方面の珊瑚礁の存在に気づいていたのだとしても、「パラセル（西沙）諸島、スプラトリー（南沙）諸島の存在がおぼろげながら分かっていた」というのはまったくミスリーディングであろう。

『武経総要』について山本の著書は次のように述べている[山本 2016: 9]。

宋代の海上交通の発達には沿岸の交易を促すこととなりました。「市舶の利あり、蕃漢雑処す」（曾公亮『武経総要』）という描写から、当時すでに漢人と黎族などの先住民の織りなす多民族コミュニティが海南島を含めて南シナ海の北岸一帯に形成され、活発な経済活動があったことがうかがえます。一〇四四年に成立した『武経総要』には、南シナ海の島嶼に関する調査の記述もみられます。

まず『武経総要』の当該部分は広州について述べたものであって、当時の海南島の情勢を検討する資料として適切なものではない。「蕃漢雑処」の意味するところはやや曖昧であるが、文脈的には広州に外国人商人が居住していることを記述したものであろう（もし仮にこのフレーズが南下する漢民族と先住民の関係を記したものだとしても、この記述から簡単に「多民族コミュニティ」という共生的なイメージを引き出すのは適切ではあるまい）。また、このあとに見るように「南シナ海の島嶼に関する調査の記述」は含まれていない。

『武経総要』の当該記事を丁寧に見ておこう。

広南東路

- A. 広州南海郡、古百粵也。皆蠻蠻所居。自漢以後、入為郡縣。唐為清海軍節度。
- B. 本朝平劉張、復建方鎮、為一都會。提舉十六州、兵甲盜賊、控外海諸国、有市舶之利、蕃漢雑処。

- C. 命王師出戍、置巡海水師、營壘在海東西二口、闊二百八十丈、至屯門山二百里、治舳舻入海戰艦。
- D. 其地東南至大海四十里、東至惠州四百二十里、西至端州二百四十里、南至恩州七百五十里、北至韶州二百五十里。
- E. 東南海路四百里至屯門山二十里皆水淺日可行五十里計二百里。從屯門山用東風西南行七日至九乳螺州、又三日至不勞山[在環州國界]、又南三日至陵山東[有甜水]。其西南至大食・佛・師子・天竺諸国、不可計程。
- F. 太平興國中、朝廷遣三將兵、伐交州、由此州水路進師。
- G. 今置広南東路兵馬鈐轄、以州為始（治か）所。

（曾公亮『武經總要前集』卷 20：15b-16b、北京：中華書局〔中国古代科技図録叢編初集 4〕、1959 年）

A では異民族居住地が漢代に中華帝国に包摂され唐代に節度使が置かれたことを記し、B では宋が広東に拠点をついた五代十国の南漢劉氏を制圧したのちの同時代の広州の政治経済的發展に言及がなされている。問題は C の部分であるが、ここには海防のために巡海水師が設置されたことが記されている。その營壘は「海の東西二口」にあったとされる。広州から海に流れ出る珠江の河口部に置かれていたということであろう。そこから「屯門山」に至る二百里が守備範囲であったようである。おそらく珠江口から万山群島に至る海域を警備していたものであろう。海防に関する記述はここだけであり、続く部分は別の事項を記していると見るのが妥当と思われる。すなわち制度的な国家の海上管理はこの範囲を超えるものではないことが知られる。D は、広州に隣接する地形・地名を記しており、E は珠江口から東南アジア、インド方面に至る海上航路の概略を記している（前半は混乱があるようで、読みにくい）。F では太平興国年間の交州への軍事遠征（制度的な警備や国家的な海域調査ではない）が広州から海上ルートによって行われたという情報も盛り込まれている。G では現在、広南東路兵馬鈐轄という武官が置かれていることが記されている。

山本の言う「南シナ海の島嶼に関する調査の記述」は E の部分のことであろうが、この情報がどのようにして入手されたものであるかは明記されていない。国家的な事業としての南シナ海海域調査が行われたことを示唆する記述はこの中にはまったくない。

中華帝国の南方の海上管理は、明代においても同じような状況であった。嘉靖年間の『広東通志』に次のような記述が見られる。

- a. 海寇有三路。設巡海備倭官軍、以守之。春末夏初風迅之時、督發兵船出海防禦
- b. 中路。自東莞縣南頭城、出佛堂門・十字門・冷水角諸海澳。
- c. [『海語』：「自東莞之南亭門放洋、至烏瀝・獨瀝・七洲三洋、星盤坤未針、至外羅、坤申針、則入占城、至崑崙洋、直子午、收龍牙門港、則入暹羅」。若番賊海寇則入十字門打劫、故防之。]

黄佐『広東通志』（嘉靖40年序）巻66：71-72a、〔十五省通志〕（国立公文書館：内閣文庫 291 - 97）

広東を狙う海賊に対する三方面（中路、東路、西路）での防衛について記したものである。aには、巡海備倭官軍を設置し海防任務に当たらせ、晩春初夏の風の速い季節に兵船を出撃させて防衛したと記されている。その名称から倭寇対策が主であったことは明らかであろう。bでは、中路の防衛範囲が東莞縣南頭城（深圳）から「佛堂門・十字門・冷水角」（香港、マカオあたり）の海域であったことが記されている。cの部分は割註で、『海語』を引用して珠江口からシャムまでの航路の概略を記した上で、この海域の海賊が「十字門」（マカオ方面）を狙うので、それを防禦する旨が付記されている。なお、『海語』の引用は不正確であり、シャムまでの航路の記述にマラッカへの航路の情報が混入している（黄衷『海語』巻1：1a, 3b〔風俗・暹羅条、滿刺加条〕、張智主編、2003、『風土志叢刊 61』揚州：廣陵書社）

中国の論者は、『海語』の引用中の七洲洋を西沙群島とみなし、明朝水師が西沙群島を巡廻警備していた証拠として、この記事을挙げている[韓 1988: 52]。この七洲洋が西沙群島を指すという理解が恣意的なのであるが、それ以前に、この記事の中で語られていることは、東南アジア方面からの海賊の攻撃をマカオあたりで防禦するという話であって、巡海備倭官軍が南シナ海まで出て行って警備を行うということでは全くない。

明代の広東の海防策を記した胡宗憲『籌海圖編』巻3、広東事宜などを見ても沿岸警備以外のことは語られていない。明代水師が南シナ海を管轄していたという確実な証拠は今のところ提示されていない。

清朝に入って、少しだけ状況が変わった可能性を示唆する史料が次のものである。

吳陞。字源澤、同安人、本姓黄。為総旗、禦賊于果塘、授千総。又従征金門・厦門・澎湖・台湾、以功授陝西遊撃、擢広事副将、調瓊州、自瓊崖、歴銅鼓、経七州洋、四更沙、周遭三千里、躬自巡視、地方寧謐、陞定海総兵官、設法捕盜、奸宄屏跡、晋浙江提督、改福建陸路。雍正三年加太子少保。明年卒。贈太子太保、予祭葬、諡恪勤。

『泉州府志』（同治9年重刊）巻56：43b-44a、影印民国53年。

吳陞なる武官の勲功を記したものであるが、この人物が、瓊州（海南島）に異動になった際、瓊崖から銅鼓、七州洋、四更沙をまわる海南島周回の海上巡視を行ったことが記述されている。瓊崖は瓊州府莅か。銅鼓（山）は海南島の東岸、四更沙は海南島の西岸（彭玉麟・王之春『国朝柔遠記』〔廣雅書局、清光緒17〔1891〕〕巻20:39ab 瓊州圖参照）。七州洋はここではその中間の海域をさすものかと思われる。一周三千里とあるのは実際の具体的な距離を示したというより、修辭的な誇張表現であろう。

中国の論者は、ここでも七州洋を西沙群島とみなし、南シナ海を管轄したと論じる[韓1988: 67]が、それを明確に示す情報はこの記事の中に存在しない。文脈的には、海南島に異動になった有能な武官が海南島の周回警備を行ったということを記しているにすぎないと見るのが自然な理解であろう。しかも海南島の周回巡視については、この個別事例しか知られていないようであり、制度的な警備ではなかった可能性も高い。

以上のように、前近代の中国が国家的な事業として南シナ海の警備・調査あるいはその他の制度的関与を行ったという確実な証拠は今に至るまで全く提示されていない。それに対して、ベトナムの阮氏政権がパラセル諸島（おそらくスプラトリー諸島も）の沈船の物資収集のために黄沙隊（や北海隊）を組織して派遣したこと、あるいは阮朝がパラセル諸島に調査隊を派遣したことには蓋然性の高い史料が提示されている。このことを踏まえずに南シナ海に関して公平・公正な議論をすることは不可能である。

韓振華主編. 1988. 『我国南海諸島史料匯編』北京：東方出版社.

班偉. 2015. 「南海諸島に関する中国史籍の記載について（上）」『山陽学園短期大学研究論集』22.

山本秀也. 2016. 『南シナ海でなにが起きているか：米中対立とアジア・日本』東京：岩波書店（岩波ブックレット 956）